

令和7年1月25日

建設緑政局関係議案資料

(その1)

議案第197号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について

建設緑政局

川崎市道路占用料徴収条例の一部改正について

1 川崎市道路占用料徴収条例について

道路は一般交通の用に供することを本来の目的としていることから、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路法第32条第1項に基づき、道路管理者の許可（道路占用許可）を受ける必要があります。

道路管理者は、道路法第39条第1項に基づき道路占用料を徴収することができ、本市においては、同項及び川崎市道路占用料徴収条例に基づき道路占用料を徴収することとしています。

2 条例改正の目的及び内容について

（1）条例改正の目的

本市では、令和6年10月に川崎市道路空間活用基本方針を策定し、地域性を活かした官民連携による安全・快適な道路空間の活用を推進するため、道路空間活用の方向性を整理しました。

この度、当該方向性に基づき、ほこみち制度や都市再生特別措置法に基づく占用特例制度に対応するための道路占用料を定めます。

（2）条例改正の内容

食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの（道路法施行令第7条第8号に掲げる施設）の道路占用料を新設します。

占用物件		道路占用料※	
施行令第7条 第8号に掲げ る施設	単位	金額	
	トンネルの上又は高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除く。)に設け るもの	1月 1 平 方メート ルにつき	近傍類似の土地の時価に 0.008 を乗じ、こ れを 12 で除して得た額
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に 0.017 を乗じ、こ れを 12 で除して得た額
	地下 (トン ネルの上の 地下を除 く。)に設 けるもの	階数が 1 のもの	近傍類似の土地の時価に 0.004 を乗じ、こ れを 12 で除して得た額
		階数が 2 のもの	近傍類似の土地の時価に 0.006 を乗じ、こ れを 12 で除して得た額
		階数が 3 以上のもの	近傍類似の土地の時価に 0.007 を乗じ、こ れを 12 で除して得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に 0.025 を乗じ、こ れを 12 で除して得た額

※ 国が定める道路占用料（道路法施行令第19条に定める額）と同様の額を定めるものです。

3 他の政令指定都市の状況について

札幌市を除いた18市が、食事施設等の道路占用料を設けています。

4 附則について

公布の日から施行

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号				○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
占用物件		占用料					
		単位		所在地			
		特別地域		普通地域			
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1月1本 につき		280		1月1本 につき	280
	第2種電柱			440			440
	第3種電柱			590			590
	第1種電話柱			250			250
	第2種電話柱			410			410
	第3種電話柱			560			560
	その他の柱類			25			25
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	共架電線その他上空に設 ける線類	1月1メ ートルに つき		3		1月1メ ートルに つき	3
	地下に設ける電線その他 の線類			2			2
	路上に設ける変圧器		1月1個 につき	250			250
	地下に設ける変圧器		1月1平 方メート ルにつき	150			150
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所		1月1個 につき	510			510
	郵便差出箱及び信書便差			210			210

改正後				改正前			
	出箱			出箱			
	広告塔	1月1平 方メート ルにつき	1,500 980	広告塔	1月1平 方メート ルにつき	1,500 980	
	その他のもの		510	その他のもの		510	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	1月1メ ートルに つき	11	外径が0.07メー トル未満のもの	1月1メ ートルに つき	11	
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		15	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		15	
	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの		23	外径が0.1メート ル以上0.15メー トル未満のもの		23	
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		30	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		30	
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		46	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		46	
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの		61	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの		61	
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの		110	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの		110	
	外径が0.7メート ル以上1メート ル未満のもの		150	外径が0.7メート ル以上1メート ル未満のもの		150	
	外径が1メート		300	外径が1メート		300	

改正後				改正前			
		ル以上のもの				ル以上のもの	
架空管	架空管	外径が0.4メートル未満のもの		230		外径が0.4メートル未満のもの	
		外径が0.4メートル以上ものの		570		外径が0.4メートル以上ものの	
		外径が0.07メートル未満のもの		20		外径が0.07メートル未満のもの	
	その他のもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	

改正後					改正前				
		外径が1メートル以上の中のもの		490			外径が1メートル以上の中のもの		490
法第32条第1項第3号に掲げる施設				510	法第32条第1項第3号に掲げる施設				510
法第32条第1項第4号に掲げる施設				85	法第32条第1項第4号に掲げる施設				85
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1の中のもの	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額	1月1平方メートルにつき	法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1の中のもの	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額	1月1平方メートルにつき	490
		階数が2の中のもの	Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額	1月1平方メートルにつき		階数が2の中のもの	Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額	1月1平方メートルにつき	490
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額	1月1平方メートルにつき		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額	1月1平方メートルにつき	490
	上空に設ける通路			770	上空に設ける通路				770
	地下に設ける通路			460	地下に設ける通路				460
	その他のもの			170	その他のもの				170
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	150	98	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	150	98
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板	1月1平方メートルにつき	1,500	980	その他のもの	1月1平方メートルにつき	1,500	980	
	添架広告	1月1平方メートルにつき	320	205		1月1平方メートルにつき	320	205	
	標識	1月1本につき	785	490	看板	1月1平方メートルにつき	785	490	
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1日1本	410	添架広告	1月1本につき			410
				98	標識	1月1本につき			98

改正後						改正前						
		の催しに際し、一につき 時的に設けるも の						の催しに際し、一につき 時的に設けるも の				
		その他のもの	1月1本 につき	1,500	980			その他のもの	1月1本 につき	1,500	980	
	幕(施行 令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 であるも のを除 く。)	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の	1日1平 方メート ルにつき	150	98			幕(施行 令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 であるも のを除 く。)	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の	1日1平 方メート ルにつき	150	98
	アーチ	その他のもの	1月1平 方メート ルにつき	1,500	980			その他のもの	1月1平 方メート ルにつき	1,500	980	
	アーチ	車道を横断する もの	1月1基 につき	15,000	9,800			車道を横断する もの	1月1基 につき	15,000	9,800	
		その他のもの			7,700			その他のもの			7,700	
	施工令第7条第2号に掲げる工作物				510		施工令第7条第2号に掲げる工作物				510	
	施工令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じ、こ れを12で除して得た 額			施工令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じ、こ れを12で除して得た 額	
	施工令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げる工 事用材料		1月1平 方メート ルにつき	1,500	980		施工令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げる工 事用材料				1,500	980
	施工令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げる施 設				510		施工令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げる施 設					510
	施工令第トンネルの上又は高架の			Aに0.008を乗じ、こ (新設)			(新設)					

改正後		改正前	
7条第8号に掲げる施設	道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの 上空に設けるもの 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるものの その他もの	それを12で除して得た額 Aに0.017を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第9号に掲げる施設
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車	建築物 その他のもの	Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車

改正後			改正前		
駐車場		額	駐車場		額
施行令第 7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第 7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第 7条第12号に掲げる器具			施行令第 7条第12号に掲げる器具		
施行令第 7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第 7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額 Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。
 (1) 特別地域

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。
 (1) 特別地域

改正後	改正前
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(2) 普通地域</p> <p>特別地域以外の地域をいう。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(2) 普通地域</p> <p>特別地域以外の地域をいう。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。</p>